

歴史資料として重要な公文書等の収集

—政治家・官僚等の私的な記録文書の扱いについて—

国立公文書館	
目的	①公文書管理法の精神(国等の諸活動を国民に説明する責任を全う)にのっとり、 ②特定歴史公文書等を保存、利用に供することにより、 ③歴史公文書等の適切な保存・利用を図る。 【国立公文書館法第1条・4条】
対象範囲	歴史資料として重要な公文書等の原本を保存 歴史公文書等に該当する場合に寄贈・寄託を受入れ ……以下の重要情報が記録された歴史資料として重要な公文書その他の文書 ①国の重要な意思決定に関わった国務大臣等の理念や行動を跡付けることができる重要な情報 ②館が現に保存する特定歴史公文書等に記録された情報を補完することができる重要な情報 【寄贈・寄託文書受入要綱(館長決定)】

※国立公文書館は平成23年に施行された公文書管理法により、寄贈・寄託文書を受け入れ、利用に供することができるようになった。

参考 国立国会図書館(憲政資料室)	
目的	①図書及びその他の図書館資料を蒐集し、 ②国会議員の職務の遂行に資する ③行政・司法の各部門、国民への図書サービスの提供 【国立国会図書館法第2条】
対象範囲	国内外の刊行物をはじめ各種資料を蒐集 幕末維新时期から現代に至る政治家・官僚・政治関連団体等の旧蔵資料(書簡、執務参考資料、日記等)を蒐集 ①主に政治家が所蔵していた文書類を中心に収集 ②特に憲政史及び議会政治に関する文書を積極的に収集 ③その他の文書類は、文化・学術上重要なもの又は収集済みの日本近現代政治史料を補完するものを選択して収集 【資料収集方針書(館長決定)】

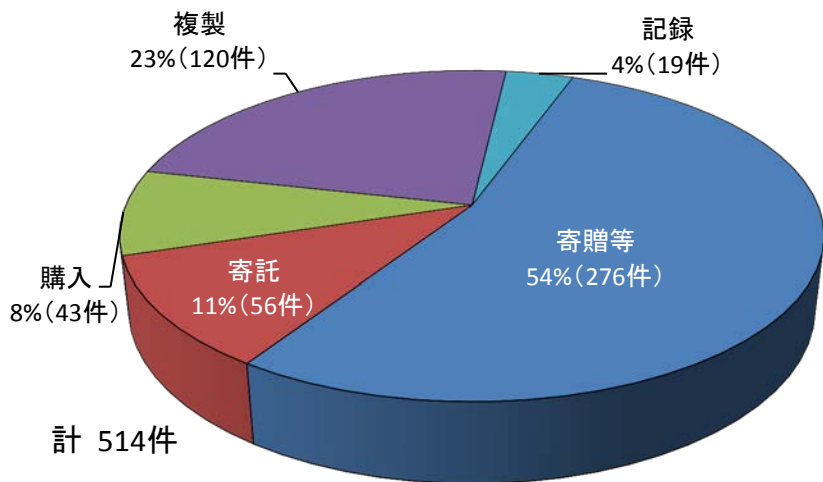
※憲政資料室は昭和24(1949)年に開室

⇒特定歴史公文書等を補う情報を選択的に保存する公文書館に比べ、国会図書館は個人文書を含めて包括的に収集。その手法においても、公文書館は、寄贈・寄託文書の受動的な受入れに止まる。

※積極的な所在情報の把握や収集活動を国立公文書館が行うことは可能であり、今後の課題

<参考>積極的な資料収集の手法

<憲政資料室の所蔵資料の構成>

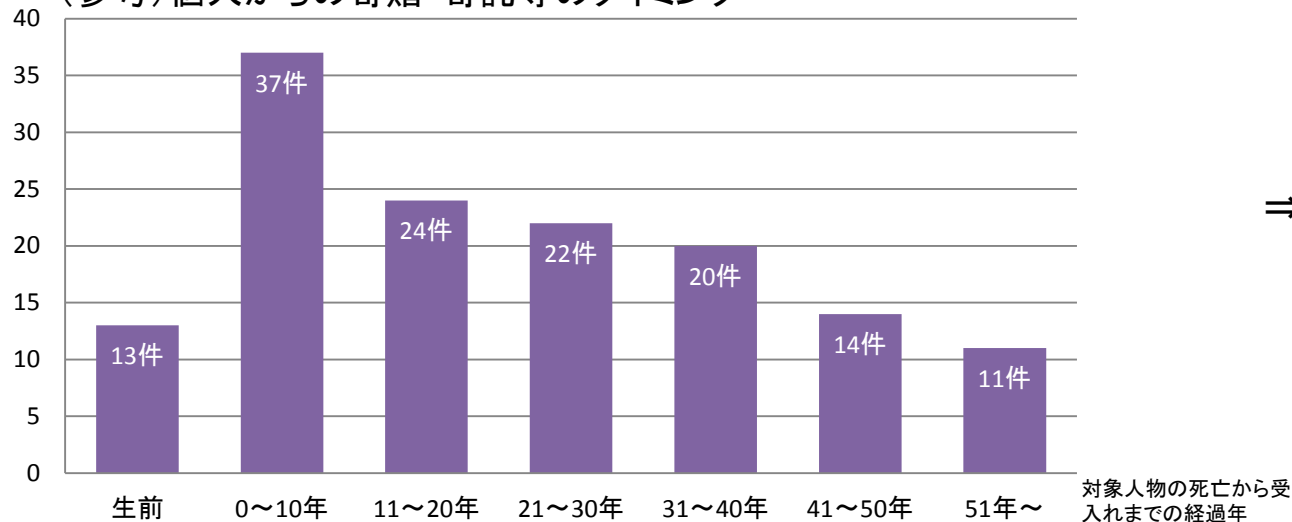


受動的な収集	寄贈等	本人や家族等(所蔵者)から受入れ
	寄託	本人や家族等(所蔵者)から受入れ(所有権は留保)
積極的な収集	購入	古書店・古美術商等から購入
	複製	所蔵者や所蔵機関の了解を得て複製出版された媒体(マイクロフィルム等)の取得 等
	記録	オーラルヒストリーの実施等により資料を作成取得

※憲政資料室が個人・団体等別に独立した資料群として整理したものを計上。このほか、購入等により取得したものの、数量が少なく独立した文書群としては整理しがたいものなどをまとめた憲政資料室収集文書(約1,700件)がある。

⇒寄贈・寄託等にとどまらず、積極的な収集によってもコレクションを充実させている。

(参考)個人からの寄贈・寄託等のタイミング



生前または対象人物の死亡から10年～20年程度の期間が重要
⇒資料の受入先としての認知度や所蔵者等との不断の信頼関係の醸成が必要

※作成に当たっては、①憲政資料室発足前に死亡した人物に関するもの、②対象者が2名以上のものを除き、③同一人物で複数回にわたって寄贈・譲渡、寄託が行われている場合は、初回の受入れを計上した。

<受入れの経緯>

受入時期	寄贈等	寄託	購入	複製	記録	計
1949～1959	28	13	2	5	9	57
1960～1969	15	1	4	19	6	45
1970～1979	23	13	4	40	2	82
1980～1989	56	10	5	17	2	90
1990～1999	41	12	9	25	0	87
2000～2009	67	4	10	7	0	88
2010～2014	38	2	6	2	0	48
不詳	8	1	3	5	0	17
計	276	56	43	120	19	514

・収集活動を始めた当初は購入や複製の方法も用いつつ、順次コレクションを充実

⇒先行例に学ぶべき点(①)

・初期には記録事業(オーラルヒストリー)とも連携

⇒従来の公文書管理制度が必ずしも充分ではなかったことに鑑みても、これを補う手段としてのオーラルヒストリーは今後の課題(②)

①購入・複製の実績

類型	手段	実績	具体例	公文書館が収集する場合の観点
購入	古書店等から購入	43件	伊藤博文関係文書(書簡・自筆覚書)	散逸の防止 (原本を保存)
複製	撮影等による入手	39件	山県有朋関係文書(書簡)、吉田茂関係文書(書簡)	
	他所蔵機関との共有	58件	大久保利通関係文書(国立歴史民俗博物館蔵ほか) 近衛文麿関係文書(陽明文庫蔵)	利用の促進 (原本は他機関が保存)
	出版媒体の取得	23件	後藤新平関係文書(後藤新平記念館蔵・1980年刊) 岩倉具視関係文書(国立公文書館蔵・1990年刊)	

②記録により収集したものの例

政治談話録音: 国立国会図書館が実施したオーラルヒストリー。主に昭和前期から戦後にかけて日本の政治史で指導的な役割を果たした人物、歴史的に重要な事件にかかわった人物を対象に、これまで公表されていない事実などを聴取することを目的とした(1961～1987年までに木戸幸一ら計10名を対象に実施)。

日本国憲法制定に関する談話: 日本国憲法の制定に関わった吉田茂や金森徳次郎らの談話を録音(1954年から57年にかけて計9名を対象に国立国会図書館が実施)。

<参考> 諸外国における個人文書等の収集状況

	収集する資料の範囲	具体例	購入	購入費	寄贈・寄託を促す措置
アメリカ	合衆国法典 § 2111によって国立公文書館長が公益に適うと判断した個人文書等を収集	既に国立公文書館が所蔵している連邦機関の記録と密接に関連している個人文書等	購入は行っていない	—	国立公文書館のホームページで寄贈・寄託を促している
フランス	法令上の基準なし 公売にかかった個人文書等を収集	ロベスピエール(*)の自筆草稿	歴史的価値があると認定された個人文書等が売却される際には公文書館に先買権	約8,800万円 (2012年)	2013年に第一次世界大戦関連の個人文書等を大規模収集を行った
ドイツ	「文書収集プロファイル」に従い個人文書等を収集	元大統領の遺稿	公文書を補完するものについて購入	約1,000万円 (2013年)	寄贈・寄託者とその都度利用条件について契約を結ぶことで寄贈・寄託者に安心感を与えている
イギリス	「芸術」「慈善・ボランティア団体」「科学」「スポーツ」等の行政活動以外の文書を含めて収集	不明	公文書を補完するものについて購入	不明	不明

(*) フランス革命期の政治家(1758-1797)

(注) 国によっては個人文書等の中に法人・団体の文書を含む場合もある。